

**青森市任期付職員
採用試験
Q & A**

青森市総務部人事課

- Q1 通算できる「職務経験」とは？…………… P 2
- Q2 職務経験年数の計算・通算の方法は？…………… P 2
- Q3 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算可能？…………… P 3
- Q4 系列会社等に出向した場合の出向前後の勤務期間の通算は？…………… P 4
- Q5 職務経験から除かれる期間とは？…………… P 4
- Q6 在職期間（日にち等）が不明な場合は？…………… P 4
- Q7 青森市内試験会場以外での受験は可能？…………… P 4
- Q8 仕事を休みづらいが、試験は休日に行うのか？…………… P 5
- Q9 試験の結果は教えてもらえるのか？…………… P 5
- Q10 合格後、採用までの基本的な流れは？…………… P 5
- Q11 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に在職証明書等の
提出ができない場合は？…………… P 6
- Q12 初任給は、どのくらいになるのか。
また、各種手当にはどのようなものがあるのか？ …………… P 6

Q1 通算できる「職務経験」とは？

(A) 「職務経験」には、会社員（財団法人、社団法人、NPO 法人等含む）、公務員、団体職員、アルバイト、パートタイマー及び青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア（※1）としての経験を含みます。

ただし、勤務・活動経験の確認のため、在職証明書等の提出（※2）が可能な職務経験に限ります。

※1 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアとは、独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う海外ボランティア派遣制度であり、これ以外のボランティア経験は「職務経験」への通算は不可とします。

※2 最終合格発表後に在職証明書等の提出により勤務・活動経験の証明ができなかった場合は、採用されません。

Q2 職務経験年数の計算・通算の方法は？

(A) 受験資格算入期間は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までとなります。この期間外の職務経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。

また、算入期間内であっても、同一民間企業等で継続して勤務する経験が 1 年未満 の場合も、受験資格に定める職務経験に算入できません。

職務経験年数の計算・通算の方法は、次のとおりです。

【計算・通算方法】

・年数は、企業等で勤務を開始した日（起算日）から、翌年の起算日と同じ月日の前日までを 1 年として計算します。

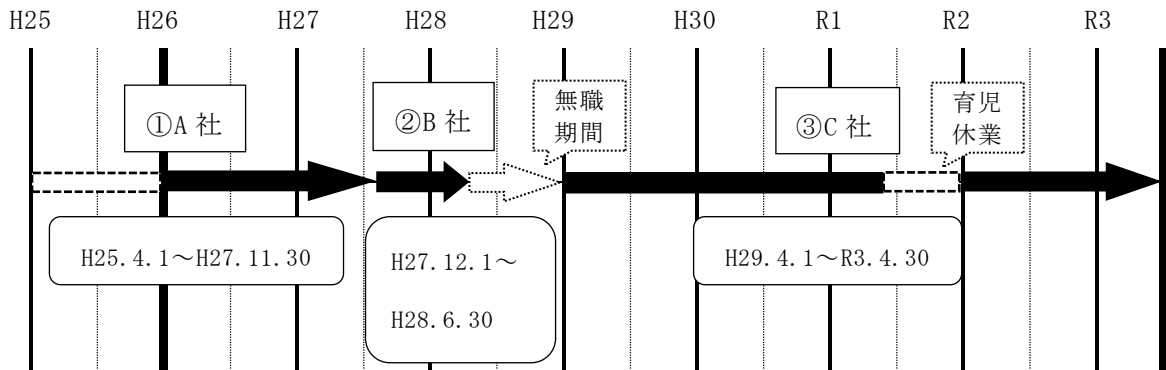
例) H26. 6. 9～H27. 6. 8 ⇒ 1 年 H26. 6. 9～H28. 6. 8 ⇒ 2 年

・月数は、起算日から翌月の起算日と同じ日付の前日までを 1 月として計算します。

例) H26. 4. 20～H26. 5. 19 ⇒ 1 月 H29. 4. 1～H29. 6. 30 ⇒ 3 月

・連続した 1 月以上の休業期間（病気休暇、育児休暇等：産前・産後休暇を除く）は、職務経験期間に含むことはできません。

【例示 A さんの場合】



①A社（社員）
 在職期間 H25. 4. 1～H27. 11. 30（2年8月）
 ※H25. 4. 1～H26. 3. 31（1年）は通算できません。
 ⇒通算可能期間：1年8月

②B社（アルバイト）
 在職期間 H27. 12. 1～H28. 6. 30（7月）
 ※受験資格算入期間1年未満のため通算できません。
 ⇒通算可能期間：ナシ

③C社（社員）
 在職期間 H29. 4. 1～R3. 4. 30（4年1月）
 育児休業期間 R1. 8. 1～R2. 3. 31（8月）
 ※受験資格算入期間在職期間から育児休業期間を除いた期間
 ⇒通算可能期間：3年5月

※上記により、Aさんの職務経験を通算すると、

①：1年8月 + ③：3年5月 = 通算職務経験期間 **5年1月**

となり、民間企業等における職務経験を **5年以上**有することとなります。

Q3 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算可能？

(A) 契約先や派遣先として、一つの事業所等に継続して週30時間以上で1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算は可能となりますが、契約・派遣社員としての実働期間は1年以上であっても、契約先や派遣先の事業所が2つ以上であった場合、1事業所毎の勤務期間が1年未満の期間は、職務経験期間として通算することはできません。

Q4 系列会社等に出向した場合の出向前後の勤務期間の通算は？

- (A) 前の会社に籍を残したままでの派遣・出向等であり、そのことを在職証明書等で証明出来る場合は、出向前後の勤務期間を通算できます。
前の会社等を退職した扱いでの出向、転籍等の場合は、通算できません。

Q5 職務経験から除かれる期間とは？

- (A) 休業等（病気休暇、育児休業等）で実際に職務に従事しない期間が1ヶ月以上ある場合は、会社等の就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験期間から除きます。ただし、産前・産後休暇（労働基準法第65条に基づくものをいいます。）の期間については、職務経験期間に含まれます。
この場合、当該休業期間を除き、休業前と復帰後の在職期間を合算し、1年以上となるときは、職務経験期間として通算できます。

Q6 在職期間（日にち等）が不明な場合は？

- (A) 前の勤務先に問い合わせをする又は、公的年金、雇用保険の加入期間を確認するなどして、必ず正しい在職期間を記入してください。

Q7 青森市内試験会場以外での受験は可能？

- (A) 試験会場は青森市内のみとなります。

Q8 仕事を休みづらいが、試験は休日に行うのか？

- (A) 試験は土・日曜日の実施を予定しております。受験申込みから概ね1ヶ月以内に実施予定です。

Q9 試験の結果は教えてもらえるのか？

- (A) この採用試験の結果については、受験者本人のみ口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人であることを客観的に証明できる書類（運転免許証等）と受験番号の提示が必要となります。

必要書類を持参の上、午前8時30分から午後6時までの間に、青森市総務部人事課へ直接おいでください。開示は口頭により行います。（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

開示期間は、試験の合格発表日から1ヶ月間です。なお、電話での問い合わせにはお答えしません。

Q10 合格後、採用までの基本的な流れは？

- (A) 最終合格者には、最終合格発表後に、職務経験期間の確認のため勤務していた企業等が発行する在職証明書等を提出していただきます。**職務経験期間が確認できない場合は、採用されませんのでご注意ください。**

なお、**採用は令和4年4月1日**を予定しており、採用が決定し次第、採用決定通知書が送付されます。

Q11 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に在職証明書等の提出ができない場合は？

(A) 過去に勤務していた会社が倒産してしまった等のやむ得ない事情で、在職証明書の提出ができない場合は、雇用時の雇用契約等の書類や雇用保険資格取得証明、退職時の離職証明書等の職歴が証明できる書類を提出していただきます。

これらの書類も提出できない場合は、職務経験期間として通算できません。

Q12 給料月額、どのくらいになるのか。また、各種手当にはどのようなものがあるのか？
--

(A) 給料月額は30万円程度となります。

各種手当は、支給要件に応じて、通勤手当、住居手当、扶養手当が支給されるほか、期末・勤勉手当も支給されます。

【例示 Aさんの場合 妻（無職無収入）、子ども2人（10歳、13歳）】

給料月額 30万円程度

通勤手当 自家用車の場合 3,700円/月（片道4km以上5km未満）
※バスや電車での通勤は定期券相当額を支給

住居手当 最大27,000円

※計算方法：(家賃の月額-23,000円) × 1/2 + 11,000円

扶養手当 26,500円（妻6,500円、子ども10,000円×2人）

期末・勤勉手当 約127万円（年4.25月相当）

※各種手当の月額等は令和3年4月1日現在のものです。